

コンビニ交付サービスが始まります

2月1日から全国のコンビニエンスストア(コンビニ)で、住民票の写しなどの各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを開始します。コンビニ交付を利用するためには、個人番号(マイナンバー)カードが必要となりますので、利用を希望する方は「利用者証明用電子証明書」を搭載したマイナンバーカードを申請してください。

交付できる証明書や利用時間帯など

交付できる証明書	交付できる方	利用時間帯*1	手数料(1通)
住民票の写し*2	本人および同一世帯の方	午前6時30分～午後11時	200円
印鑑登録証明書*3	印鑑登録している方		
課税所得証明書・非課税証明書*4	本人(現年度含む5年度分)	午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)	450円
戸籍の全部事項・個人事項証明書*5	住所および本籍が八潮市で、同一戸籍の方		200円
戸籍の附票の写し			

交付できる証明書や利用時間帯などは、次の表のとおりです。

*1 年末年始およびメンテナンスを行う期間は利用できません。

*2 転出者(予定含む)や死亡者の住民票などは交付できません。

*3 市役所窓口交付では、印鑑登録証の提示が必要(コンビニ交付は不要)です。

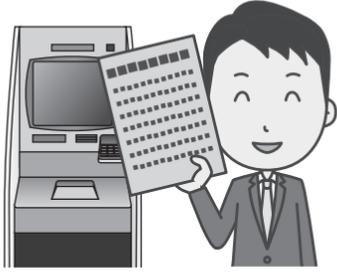
*4 1月1日に市内に住民登録があり、市・県民税の課税または非課税の方

ただし、現在の住所が市外の方は交付できません。

*5 除籍や改製原戸籍は交付できません(戸籍の附票の写しについても、除附票は交付できません)。

利用できる場所

市内に関わらず、全国のコンビニ店舗内に設置されているキオスク端末より証明書を



住民票・印鑑証明・戸籍関連 市民課 ☎411
課税所得証明・非課税証明関連 市民税課 ☎206

取得することができます。利用できる主なコンビニは、次のとおりです(五十音順)。

- ▼セブンイレブン
- ▼ファミリーマート
- ▼ミニストップ
- ▼ローソン

※証明書を発行できないキオスク端末を設置していない店舗ではご利用できません。

利用方法

マイナンバーカードをキオスク端末にかざし、暗証番号を入力し、画面の操作で、証明書を受け取ることができます。

※マイナンバーカード申請時に「利用者証明用電子証明書」を不要とした場合は、利用することができません。

マイナンバーカードとは

表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面に個人番号が印刷されたプラスチック製のカードで申請した方にのみ交付されます。



暗証番号の管理には十分に注意してください。
・暗証番号は生年月日など他人に推測される番号は避けてください。
・暗証番号を連続3回間違えるとマイナンバーカードを利用することができませんので、注意してください。

・暗証番号を忘れた場合は、市役所に本人がマイナンバーカードをお持ちになり、暗証番号の再設定をしてください。
・市の窓口交付で手数料が免除となる方も、コンビニ交付サービスでは証明書手数料がかかります。

・コンビニで交付した証明書手数料の返金はできません。
・マイナンバーカードや証明書の置き忘れに注意してください。

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの交付を希望する方は、「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼り付け、返信用封筒で郵送してください。

※詳しくは、「マイナンバーカードの申請方法」をご覧ください。
※申請用紙は、地方公共団体情報システム機構ホームページ(<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushise/>)からダウンロードができます。

マイナンバーカードの交付手数料

初回の交付手数料は無料です。ただし、紛失などによる再交付は手数料がかかります。

マイナンバーカードの申請方法

ステップ1

マイナンバーの通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函してください(希望する方のみ)。

(表面)

(裏面)

ステップ3

本人確認のうえ、暗証番号を設定し、マイナンバーカードが交付されます。

連絡所は終了します

住民票の写しなどの受け取りができる「連絡所(八条郵便局、古新田郵便局、資料館、ゆまにて、保健センター)」は、コンビニ交付サービス導入に伴い1年後の平成30年3月31日終了します。